

2 手当・医療費の助成・その他

① 妊娠したら

妊産婦医療費助成（所得制限があります）

妊産婦が、健康保険証を使って医療を受けたときの自己負担相当額から、1,500円を控除した額を助成します。

対象者 妊娠5か月に達した月の初日から出産（死産を含む）した月の翌月の末日までの間にあり健康保険に加入している人

※妊娠5か月より前でも手続きはできます。
妊娠5か月の日から2か月以内に申請してください。2か月を過ぎても申請は可能ですが、申請月の初日からの助成となりますので、お早目に手続きをしてください。

手続き 保険医療助成課、またはお近くの総合支所の市民福祉課（市民課）へ相談してください。

問合せ 保険医療助成課 ☎229-3158

不育症治療費助成

不育症と診断された夫婦に対して、医師により行われる不育症の検査費及び治療費の一部を助成します。

助成内容 不育症治療を開始した日から、出産（流産、死産等を含む）により不育症治療が終了するまでの間に受けた保険適用外の検査費や治療費を対象として10万円を上限に、1年度に1回、通算して5回を限度に助成します。

対象者 夫婦であること
医療保険各法の被保険者若しくは組合員、被扶養者であること
夫婦双方または一方が市内に居住していること

手続き 保険医療助成課、またはお近くの総合支所の市民福祉課（市民課）へ相談してください。

問合せ 保険医療助成課 ☎229-3158

産前産後期間の国民年金保険料免除制度

国民年金被保険者（第1号被保険者）で平成31年2月1日以降に出産された方は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。

多胎妊娠（2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠）の場合は、出産予定日または出産日の属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

* 出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます）

手続き 保険医療助成課または各総合支所市民福祉課（市民課）、日本年金機構 **問合せ** 保険医療助成課 ☎229-3162

② 赤ちゃんが生まれたら

出産育児一時金

健康保険に加入している人が出産したときには、出産育児一時金が支給されます。

手続き 加入している健康保険におたずねください。

問合せ 加入している健康保険におたずねください。
国民健康保険に加入している方は
保険医療助成課 ☎229-3160

児童手当

中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日までの子どもを養育している人に支給します。

支給額 3歳未満 15,000円（満3歳の誕生日まで）
3歳以上小学校修了前
第3子以降 15,000円
中学生 10,000円
所得制限以上 一律5,000円

※令和4年6月分の児童手当（10月支給分）から所得上限額以上の場合は支給されません。

手続き こども支援課、またはお近くの総合支所の市民福祉課（福祉課）、出張所へ相談してください。（アストプラザオフィス、久居総合支所市民課時間外証明書発行等窓口、津市久居アルスプラザ内市民サービスコーナーでは受付できません。）

問合せ こども支援課 ☎229-3155

子ども医療費助成（所得制限があります）

中学校修了前の子どもが、健康保険証を使って医療を受けたときの入院及び通院の自己負担相当額を助成します。

対象者

15歳到達後の最初の3月31日までの間にあり、健康保険に加入している子ども

※出生から2か月以内に手続きをしてください。
2か月を過ぎても申請可能ですが、申請月の初日からの助成となりますので、お早目に手続きをしてください。

手続き

保険医療助成課、またはお近くの総合支所の市民福祉課（市民課）、出張所へ相談してください。（アストプラザオフィス、久居総合支所市民課時間外証明書発行等窓口、津市久居アルスプラザ内市民サービスコーナーでは受付できません。）

問合せ

保険医療助成課 ☎229-3158

③ 妊娠中、出産後に市外から転入したら

児童手当 (→P14)
妊産婦医療費助成 (→P14)
子ども医療費助成 (→P14)

妊婦一般健康診査受診票 (→P6)
乳児一般健康診査受診票 (→P9)
予防接種予診票 (→P9)



④ 子どもに病気があったら・未熟児だったら

養育医療

満1歳未満で、身体の発育が未熟なまま出生した乳児で、指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めた場合、その医療(保険診療分)を給付する制度です。

対象者

次のいずれかに該当する場合、給付の対象となります。

1. 出生時体重が2,000グラム以下の場合。
2. 身体の発育が未熟であるために現れる症状があり、生活力が特に希薄であること。

自己負担額

児童の属する世帯の所得税の額等に応じて、一部自己負担額が発生します。

手続き・問合せ

健康づくり課 ☎229-3310

小児慢性特定疾患の医療費

小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患にかかり、認定基準を満たす18歳未満の児童に対して、その医療を給付する制度です。

対象者

対象疾患には11疾患群、514疾病があります。詳しくは下記へお問い合わせください。

自己負担額

生計中心者の所得に応じて一部自己負担金が発生します。

手続き・問合せ

津保健所 ☎223-5094

自立支援医療(育成医療)

(所得制限があります)

育成医療は、手術等によって障がいが軽減され、機能が回復するような場合、給付が受けられます。

対象者

18歳未満で身体に障がいを有し、医療を行うことにより、身体の機能障害を軽減または改善するなど、確実な治療効果が期待できる児童。

詳しくはP18へ

自立支援医療(精神通院医療)

精神疾患(てんかんも含む)の治療のために、指定医療機関に通院されている方を対象に、通院医療費の90%までを公費で負担する制度です。

対象者

精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する方。

詳しくはP18へ